

戸田市児童見守り支援事業サービス提供事業者登録要領

令和8年3月31日市長決裁

(目的)

第1条 この要領は、戸田市児童見守り支援事業補助金交付要綱（令和8年3月31日市長決裁。以下「要綱」という。）に基づき、見守りサービスを提供する事業者の登録について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(事業者の登録)

第3条 事業者の登録は、事業者の申請に基づき、提供する見守りサービスごとに行うものとする。

2 登録を受けようとする事業者は、見守りサービス提供事業者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 見守りサービス提供調書（第2号様式）
- (2) 登記事項証明書
- (3) 定款の写し
- (4) その他登録に関し、市長が必要と認める書類

3 市長は、前項に規定する申請があった場合において、その内容を審査し、相当と認める場合には、第1項の登録を行い、見守りサービス提供事業者登録台帳に登録し、相当と認められない場合には、登録しないものとする。

(登録の通知)

第4条 市長は、前条の規定により登録をしたときは、登録をした事業者（以下「登録事業者」という。）に対し、見守りサービス提供事業者登録通知書（第3号様式）により通知し、登録をしないときは、理由を付して見守りサービス提供事業者登録不承認通知書（第4号様式）により通知するものとする

(登録の有効期間)

第5条 登録の有効期間は、登録の決定をした日の属する年度の3月

3 1日までとする。

(登録の更新)

第6条 前条の有効期間満了の1か月前までに登録事業者から継続をしない旨の意思表示が行われないうきは、有効期間満了の日の翌日において、更に1年間登録を更新するものとする。

(登録事業者に係る情報提供)

第7条 市は、登録事業者に係る情報のうち、次に掲げる事項を市民に提供できるものとする。

- (1) 事業所の名称、所在地及び連絡先
- (2) 取り扱う見守りサービスの内容
- (3) その他市長が必要と認める事項

(変更登録)

第8条 登録事業者は、登録事項に変更が生じたときは、見守りサービス提供事業者登録変更申請書(第5号様式)に、その他登録変更に関し、市長が必要と認める書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の変更申請があった場合において、その内容を審査し、適当と認める場合には、変更申請をした事業者に対し、見守りサービス提供事業者変更登録通知書(第6号様式)により通知するものとする。

(事業の廃止、休止又は再開)

第9条 登録事業者は、当該見守りサービスを廃止し、休止し、又は再開しようとするときは、見守りサービス提供事業者事業(廃止・休止・再開)届出書(第7号様式)により、速やかに市長へ届け出なければならない。

(調査、報告等)

第10条 市長は、見守りサービスの提供に関して、必要があると認めるときは、登録事業者に対し、保護者及び対象児童の登録情報、申込に関する情報、電子メール、契約及び解約状況等の情報の提出を求め、関係者に対し質問をすることができる。

(登録事業者の責務)

第11条 登録事業者は、次に定められた責務を負うものとする。

- (1) 保護者が見守りサービスを開始した日から3年間（3年間の間に12歳に達した日の属する学年が終わる日に達する場合は、当該学年が終わる日までとする。）継続して見守りサービスを提供すること。
- (2) GPS端末の転売、又は第三者への無償譲渡を禁ずることについて、保護者の同意を得ること。
- (3) 補助金交付の申請に必要な情報を市へ提供することについて、保護者の同意を得ること。
- (4) 保護者等からの問合せ等に対応するため、電話対応によるサポートセンターを設置すること。
- (5) 保護者に提供するGPS端末については、児童の見守りを行うための機能に特化したものとし、付加機能に関しては、市が認めた範囲内の機能に止めること。
- (6) 要綱及びこの要領に規定する書類を提出期限内に遅滞なく提出すること。

（確約事項）

第12条 登録事業者は、戸田市暴力団排除条例（平成24年条例第2号）に規定する暴力団若しくは暴力団員等又はそれらと密接な関係を有するもの（以下「暴力団関係者等」という。）でないことを確約しなければならない。

（登録の取消し）

第13条 市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該登録事業者に係る登録を取り消すことができる。この場合において、登録事業者は、市長に対して登録の取消しによって生じた損害を請求することはできない。

- (1) 要綱に基づく補助金の請求に関し、不正があったとき。
- (2) 第3条に基づく事業者の登録に不正があった又は要件を満たさなくなったとき。
- (3) 登録事業者が、第10条の規定による報告等に応じず、又は虚偽の報告等をしたとき。
- (4) 登録事業者が、第11条の規定による責務を果たさず、又は虚偽の報告をしたとき。

(5) 保護者が児童の位置情報を取得できない等の不具合が頻繁に発生し、見守りサービスを安定及び継続的に提供することが困難であると認められるとき。

(6) 登録事業者が暴力団関係者等であることが判明したとき。

(7) その他市長が登録を継続することが不相当と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、見守りサービス提供事業者登録取消通知書（第8号様式）により、登録事業者に通知するものとする。

（登録事業者の義務）

第14条 登録事業者は、見守りサービスの提供に当たり、要綱及びこの要領に定める内容を遵守しなければならない。

（その他）

第15条 この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

見守りサービス提供事業者登録申請書

年 月 日

(宛先)
戸田市長

所在地
事業者名
代表者名

見守りサービス提供事業者として登録を受けたいので、必要書類を添えて申請します。
なお、登録された場合は要領の規定を遵守します。

フリガナ										
事業所名称										
フリガナ										
事業所の 代表者氏名										
事業所の 所在地	(〒 -)									
連絡先	電話					FAX				
	E-mail									
提供する 見守りサービス	名称									
	内容	見守りサービス提供調書（第2号様式）のとおり								
振込先金融機関名	金融機関コード					支店コード				
	銀行 本店 信用金庫 支店 農協 出張所									
	口座種別	普通・当座	口座番号							
フリガナ										
口座名義										

見守りサービス提供調書

1 提供するサービスの名称

2 初期費用の詳細（税込み金額）

- | | |
|------------------------|---|
| (1) 見守り端末購入に要する費用 | 円 |
| (内訳)・GPS端末本体 | 円 |
| ・送料 | 円 |
| ・その他 | 円 |
| (2) 補助額 | 円 |
| (3) 利用者負担額 ((1) - (2)) | 円 |

3 サービス利用料 円/月、年

4 提供するサービスが基準を満たすことの確認

	項目	内容
<input type="checkbox"/>	提供する見守りサービスの内容	GPSを利用し、保護者が対象児童の位置情報をスマートフォン等で確認できるサービスを提供すること。
<input type="checkbox"/>	GPS端末の提供形態	GPS端末は申込者が購入するものであること。
<input type="checkbox"/>	見守りサービスの提供期間	保護者が見守りサービスを開始した日から3年間継続して見守りサービスを行うこと。
<input type="checkbox"/>	転売、無償譲渡の禁止	GPS端末の転売、又は第三者への無償譲渡を禁ずることについて、保護者の同意を得ること。
<input type="checkbox"/>	個人情報の市への提供の同意	補助金交付の申請に必要な要綱第6条に基づく情報を市へ提供することについて、保護者の同意を得ること。
<input type="checkbox"/>	サポートセンターの設置	保護者からの問合せ等に対応するため、電話対応によるサポートセンターを設置すること。
<input type="checkbox"/>	GPS端末の機能	保護者に提供するGPS端末については、児童の見守りを行うための機能に特化したものとし、付加機能に関しては、市が認めた範囲内の機能に止めること。
<input type="checkbox"/>	提出期限の厳守	要綱及び要領に規定する書類を提出期限内に遅滞なく提出すること。
<input type="checkbox"/>	情報の開示	市が必要を認めた場合は、保護者及び対象児童の登録情報、申込に関する情報、電子メール、契約・解約状況等の情報を開示及び提出し、市の質問に回答すること。
<input type="checkbox"/>	各種調査への協力	市が必要を認めた場合は、関係書類の提出及び調査、報告に協力すること
<input type="checkbox"/>	補助金の返還	要綱第10条に基づき交付決定が取り消された場合、既に補助金が交付されているときは、その返還に応じること

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名

見守りサービス提供事業者登録通知書

年 月 日付けで申請があった見守りサービス提供事業者登録の申請について、次のとおり登録したので通知します。

記

1 事業所に関する登録

- (1) 登録番号
- (2) 事業所名称
- (3) 代表者氏名
- (4) 所在地
- (5) 提供する見守りサービスの名称

2 初期費用の詳細

- | | | |
|----------------------|----|---|
| (1) 見守り端末の購入に要する経費 | 総額 | 円 |
| (内訳)・GPS端末本体 | | 円 |
| ・送料 | | 円 |
| ・その他 () | | 円 |
| (2) 補助額 | | 円 |
| (3) 利用者負担額 ((1)-(2)) | | 円 |

3 サービス利用料 (税込金額)

円/月、年

第4号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名

見守りサービス提供事業者登録不承認通知書

年 月 日付けで申請があった見守りサービス提供事業者登録の申請について、次の理由により却下したので通知します。

記

理 由

第5号様式（第8条関係）

見守りサービス提供事業者登録変更申請書

年 月 日

(宛先)

戸田市長

所在地

事業者名

代表者名

年 月 日付けで登録されたサービス提供事業者登録申請書又はサービス提供調書について、内容の変更がありますので、次のとおり申請します。

記

1 登録番号

2 変更内容

項目	変更前	変更後

3 変更日

第6号様式（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名

見守りサービス提供事業者変更登録通知書

年 月 日付けで申請があった変更登録申請書について、次のとおり変更登録したので通知します。

記

1 登録番号

2 変更内容

項目	変更前	変更後

3 変更日

第7号様式（第9条関係）

見守りサービス提供事業（廃止・休止・再開）届出書

年 月 日

（宛先）

戸田市長

所在地

事業者名

代表者名

次のとおり見守りサービス提供事業の（廃止・休止・再開）するので届け出ます。

記

1 登録番号

2 事業の（廃止・休止・再開）

年 月 日

3 理由

第8号様式（第13条関係）

第 号
年 月 日

様

戸田市長 氏 名

見守りサービス提供事業者登録取消通知書

次の理由により見守りサービス提供事業者登録を取り消すので通知します

記

- 1 取消を行う登録番号
- 2 理由